

一般競争入札参加要領

入札参加希望者は、公告及び下記の事項を遵守し、入札に参加してください。

記

1 入札の参加申込方法

(1) 入札に参加を希望する場合は、一般競争入札の参加申込を行う必要があります。

(2) 申込書配布期間

令和3年6月30日（水）から令和3年7月15日（木）まで

配布時間は、土日祝祭日を除く、午前9時から午後5時までです。

(3) 申込書配布場所

〒781-2120 吾川郡いの町枝川 2410-22 TEL 088-856-6550

高知県農業共済組合 本所（2階）事業部資産共済課

なお、組合ホームページ（<http://nosai-kochi.or.jp>）からダウンロードできますので、ご利用願います。

(4) 申込（受付）方法

令和3年6月30日（水）から令和3年7月15日（木）までに「一般競争入札参加申込書」を（3）に記載された場所に持参または郵送（期日必着）で提出願います。持参の場合の受付時間は（2）の配布時間と同様です。

なお、組合が申込書の再提出を求めた場合であっても、提出期限の延長は行いませんので、申込書に不備がないよう確認の上、提出願います。

(5) 参加通知

組合での入札参加申込受付手続き終了後、「一般競争入札参加通知書」を送付しますので、入札日にご持参（コピー可）下さい。

(6) その他不明な点については、事業部資産共済課までお問い合わせください。

2 入札参加申込資格

申込みは個人、法人を問いませんが次に該当する方は申込みできません。

(1) 売買契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者その他の必要な要件を備えている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者

- ① 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ② 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- ③ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

- ④ ①から③までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある場合
- (4) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力の構成員（以下「暴力団員等」という。）である場合
- (5) 次のいずれかに該当する場合
 - ① 法人の役員等が暴力団員等である場合
 - ② 暴力団員等がその経営または運営に実質的に関与している場合
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員等（以下「暴力団等」という。）を利用するなどしている場合
 - ④ 暴力団等に対して金銭、物品その他財産上の利益を供給し、または便宜を供与するなどの暴力団等の維持運営に協力し、または関与している場合
 - ⑤ 暴力団等と社会的に非難されるべき関与を有している場合
 - ⑥ 契約相手方または取引先として①から⑤までのいずれかに該当する法人、団体または個人を、その該当する事実を知りながら利用するなどしているまたは利用していた場合
- (6) 同一人が同一事項について、法人の代表者名義、他の法人の代表者名義または個人名義等を兼ねて申込を行った場合
- (7) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律 240 号）に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- (8) その他、当組合が不相当とみとめた場合

3 入札の実施方法

- (1) 入札
 - ① 日時 令和 3 年 7 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から
 - ② 入札会場
〒781-2120 吾川郡いの町枝川 2410-22
高知県農業共済組合 本所（2 階）
 - ③ 入札にご持参いただくもの
 - ア・入札書（当組合が指定する入札書）
 - イ・入札参加通知書（コピー可）
 - ウ・委任状
 - ④ 注意事項

ア・参加申込期限までに入札参加申込がなかった場合（入札辞退を含みます。）には入札は中止とします。

イ・入札当日の受付は、入札開始時刻の 30 分前から行います。なお、参加申込みをされた方で入札を欠席する場合は、入札日の前日までに入札辞退届を郵送で提出願います。（期限までに郵送での入札辞退届の提出が困難と判断される場合は、FAX 送信後に郵送願います。）

ウ・入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場できなくなりますのでご注意ください。

エ・入札執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じた時は、その執行を延期することがあります。

オ・入札に申込者本人以外の代理人が出席する場合は、委任状が必要となります。

カ・入札会場への入場は、1 申込者につき 2 名までとします。

(2) 開札

開札は、入札後直ちに入札場所にて行います。

(3) 予定価格

2, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税含む）

(4) 入札保証金

免除

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者がした入札または権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- ② 入札者の記名、押印がない入札
- ③ 入札者またはその代理人が同一事項について 2 通以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札金額または入札者の氏名その他主要事項が識別し難い入札
- ⑥ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定

落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とします。

(7) 入札結果

- ① 開札の結果、落札者がある場合はその者の氏名及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札後直ちに入札会場にて知らせます。
- ② 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入

札を行います。ただし、再度の入札に参加できるのは、前回の入札に参加した者に限ります。

③ 入札の回数は、3回を限度とし、落札者のない場合は当該入札を不調とします。

(8) 入札の辞退

入札の参加申し込みをしても、入札の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますので、辞退する場合は「一般競争入札辞退届」を提出してください。(当組合ホームページからダウンロードできます)

4 契約の締結

- (1) 落札者は、組合が定める期日までに、組合が定める売買契約書に基づき、契約を行ってください。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙など本契約の履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- (3) 2の入札参加申込資格を満たさないことが判明した場合または上記(1)及び(2)の規定を履行しない場合など、落札後であっても落札を無効とする場合があります。